

一般地域の景観形成基準に対する措置状況説明書
（土地の開墾、土石の堆積、水面の埋立て等）

当該行為における景観形成に関する考え方	
記載欄	
(1) 造成等	
	山の斜面や稜線等での造成は避ける。 記載欄
	埋立ての最高高さが、周囲の尾根線の最高高さを超えないようにする。 記載欄
	大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁や法面などが生じないようにする。 記載欄
	擁壁や法面では、壁面緑化等を行うことにより、圧迫感の軽減を図る。 記載欄
(2) 緑化	
	造成後の事業地は、緑化を行うなど、できる限り原状に戻す措置を行い、事業地内外の緑が、周辺の公園、緑地等や散策路と一体となる緑のネットワークが形成できる計画とする。 記載欄
	緑化に当たっては、周辺の植生に調和した樹種等による緑化を行う。 記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

--